

山形市とイオン株式会社との包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力して実施する。

- (1) 地産地消及び山形市産品の販路拡大に関すること。
 - (2) 市民の健康増進に関すること。
 - (3) 公共交通の利便性の向上に関すること。
 - (4) 地域防災及び防災体制の強化に関すること。
 - (5) 市民の安全及び安心に関すること。
 - (6) 環境保全、リサイクル及び循環型社会の推進に関すること。
 - (7) 児童及び青少年の健全育成に関すること。
 - (8) データの利活用、DX及び電子決済を活用した地域貢献に関すること。
 - (9) その他山形市の活性化及び市民サービスの向上に関すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項の実施について定期的に協議を行うものとする。この場合において、具体的な実施内容については、甲乙合意の上、決定する。

（情報の保護）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項の実施に当たり、相手方から知り得た秘密情報（公知の情報を除く。）を第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならず、又は本協定の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令の規定により開示を求められた場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本協定の終了後においても効力を有する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和9年3月31日まで

とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲又は乙のいずれから書面による終了の意思表示がないときは、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、本協定の内容の変更又は解除を行うものとする。

（協議事項）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年6月16日

甲 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役社長 吉田 昭夫